

1 利用できる児童

〔通常利用〕放課後、3か月以上継続して月に15日以上、保護する人がいない小学生
※「就職活動のため」「勤務時間が放課後にかからない」(新1年生の4月の1か月間を除く)などは不可です。
〔延長利用〕午後6時以降の就労等で、午後6時までにお迎えが困難と認められた入所児童

2 利用期間と休所日

〔利用期間〕新1年生を含めて4月1日から翌年3月31日まで
〔休所日〕日曜日、国民の休日、振替休日、8月13日から8月15日まで、12月29日から翌年1月3日まで(新型コロナウイルスの感染状況などで緊急の休所あり)

3 利用時間と延長利用時間

〔利用時間〕登校日：放課後から午後6時まで※午後5時以降も利用する児童は、保護者のお迎えが必要です。
休校日：午前8時から午後6時まで(休所日を除く土曜日・春・夏・冬休み等)
〔延長利用時間〕午後6時から午後6時30分まで、または、午後6時から午後7時まで

4 費用負担

〔利用料〕月額 4,000円
〔延長利用料〕月額 30分延長で500円 1時間延長で1,000円
〔その他費用〕保険料1年間分800円 保護者会による保護者会費やおやつ代等

5 利用料の減免制度

次の(1)～(5)の減免制度があります。兄弟減免以外は別途減免申請(及び添付資料)が必要です。兄弟姉妹減免を除き重複しての減免はできません。なお、延長利用料については減免制度はありません。

- (1) 生活保護…全額減免
- (2) 令和5年度市(町村)県民税非課税世帯…半額減免
※課税世帯であっても父母それぞれが非課税であれば減免対象となります。
- (3) 母子(父子)家庭等※…半額減免 ※ひとり親家庭等医療世帯・児童扶養手当世帯(所得制限による非該当世帯を含む)に準じます。
- (4) 災害により著しい被害を受けた世帯…半額または25%減免(6か月間)
- (5) 兄弟姉妹同時入所中(兄弟姉妹減免)…2人目25%減免、3人目以降全額減免。

6 令和6年度4月入所の受付日程・申込場所

受付日に、通学する小学校の児童クラブに来てください。

受付日	小学校・児童クラブ名(申込場所)	受付時間
1月10日(水)	飯塚(飯塚児童館)、穂波東(穂波東児童館)	午後5時から 午後6時 20分まで (延長利用 中の方は、 延長終了 時間まで)
1月11日(木)	鯉田(鯉田児童センター)、内野(内野児童クラブ)	
1月12日(金)	飯塚鎮西(飯塚鎮西児童センター)	
1月13日(土)	全児童クラブで受付(午前10時から午後4時)	
1月15日(月)	穎田(穎田児童館)、椋本(椋本児童館)	
1月16日(火)	伊岐須・二瀬(二瀬児童センター)、幸袋(幸袋児童センター)	
1月17日(水)	菰田(菰田児童センター)、立岩(立岩児童センター)	
1月18日(木)	片島(片島児童センター)、高田(高田児童館)	
1月19日(金)	飯塚東(飯塚東児童センター)	
1月20日(土)	全児童クラブで受付(午前10時から午後4時)	
1月22日(月)	庄内(庄内児童館)、大分(大分児童館)	
1月23日(火)	若菜(若菜児童館)、上穂波(上穂波児童館)	

【上記受付日に手続きができない方】

●市役所本庁学校教育課・各支所市民窓口課で申込み…〔土曜日曜を除く1月10日(水)から1月31日(水)まで〕午前8時30分から午後5時15分まで(本庁と穂波支所は木曜のみ午後7時まで)

7 お問い合わせ先

【設置者】飯塚市役所学校教育課 電話0948-22-5500(内線1627・1628)

FAX29-5440

【運営者】NPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会 ※略称：青少健(せいしょうけん)

電話0948-52-5501

(児童クラブ閉所時緊急連絡先 080-2737-8065 080-2737-8066)

8 申込みに必要なもの

- (1) **入所申請書** 希望者は、「減免申請書」「延長利用申込書」も必要です。
 ※ボールペンでご記入ください。(鉛筆・消えるボールペン等は不可)
- (2) **添付書類** 年度当初申請時は、原則、就労証明書等添付書類の同時提出が必要です。
 ア「**就労証明書**」…保護者の勤務先からの証明が必要です。自営業などの方はご自身で記入してください。※飯塚市の保育所や子ども園入所申請で使用した書類の写しも可
 イ「**申出書**」…出産・育児(3歳になる月まで)や家族介護・在学中などの方(理由のわかる「**母子健康手帳**(母子手帳)の写し」「**診察券の写し**」「**保護者の在学証明書**(後日提出可)」等の添付が必要です。)※同一世帯で60歳未満の祖父母も就労証明書等が必要です。児童の兄・姉・おじ・おばは不要です。
- (3) **減免申請する方は、該当するものを1つ添付してください。(兄弟姉妹減免は申請不要)**
 ア「**生活保護受給証明書**」
 イ「**令和5年度市(町村)県民税非課税世帯証明書**」(コンビニでは発行できません。)
 ※課税世帯だが、父母がいずれも非課税である場合は、それぞれの令和5年度非課税証明書を添付
 ウ 母子家庭・父子家庭等世帯は、「**ひとり親家庭等医療証の写し**」または「**児童扶養手当証書の写し**」のどちらか1つ。
 エ 母子家庭・父子家庭等世帯で、ひとり親家庭等医療または児童扶養手当に該当しない、または証書の発行が間に合わない場合等は「**本籍・筆頭者の記載された世帯全員の住民票**」
 ※減免の発生・消滅、住所等の変更については、すみやかに届け出てください。

- 9 **入所申請書・退所届等配布場所** 市役所学校教育課・各支所市民窓口課・各児童クラブ
 飯塚市役所のホームページからもダウンロードできます。(TOPページ > 子育て・教育 > 教育 > 児童クラブ)

- 10 **入所決定通知書** 2月末までに発送します。当日は、受付でスポーツ安全保険のお支払いを済ませてください。

入所説明会日程 (いずれも午後6時開会)	2月 28日 (水)	29日 (木)	3月 1日 (金)	4日 (月)	5日 (火)	6日 (水)	7日 (木)	8日 (金)	11日 (月)	12日 (火)
児童クラブ名	飯塚 穂波東	鯉田 内野	飯塚鎮西	穎田 椋本	伊岐須 二瀬 幸袋	菰田 立岩	片島 高田	飯塚東	庄内 大分	若菜 上穂波

- 11 **口座振替および納期限**

【引落日】**翌月末日**(ただし、月末日に銀行等が休みのときは翌営業日。11月分は12月中の最終銀行営業日。)

4月分	5月31日	7月分	9月2日	10月分	12月2日	1月分	2月28日
5月分	7月1日	8月分	9月30日	11月分	12月30日	2月分	3月31日
6月分	7月31日	9月分	10月31日	12月分	1月31日	3月分	4月30日

【手続き場所】通帳をお持ちの市内金融機関窓口、市役所学校教育課、各支所市民窓口課

※手続きには通帳印が必要です。入所決定前でも手続き可能です。引落日開始まで1~2カ月かかります。

※2年目以降の手続きは不要ですが、登録済の兄弟姉妹が入所中でも、新規児童分については登録手続きが必要です。

- 12 **年度途中の入所と退所**

【年度途中入所】市役所本庁・各支所・各児童クラブで申請後、入所まで約**3日~7日程度**かかります。調整後、青少健事務局から入所決定日や保険料持参について電話連絡します。その後、児童クラブを通じて入所決定通知書をお渡しします。

【夏休みの入所】午前中のみ勤務者を含め、6月に受付開始、7月上旬に入所決定通知書を発送予定です。また、夏休みのみ退所される方は、退所届を提出していただきます。

【年度途中退所】夏休みのみ退所を含め、月の末日までに、児童クラブ等へ退所届を提出してください。

【途中入退所時の利用料】

入所月は、入所日から月末まで日割分ですが、退所月は日割されません。

なお、延長利用料は日割されません。

- 13 **入所の制限** 「虚偽申請」「3か月以上滞納」等は、入所の取消しや退所になることがあります。(規則第13条)